市内図書館（室）からのお知らせ

❶インターネットによる蔵書検索について

６月から、インターネットを利用して登米図書館と中田図書室の蔵書検索ができるようになりました。

【ＵＲＬ】 http://www.tosyokan.city.tome.miyagi.jp/

※市ホームページからもアクセスできます。

※携帯電話からも利用できます。右のＱＲコードをご利用ください。

❷利用者カードについて

６月から、１枚の利用者カードで登米図書館と中田図書室の両方で利用できるようになりました。

これまでの利用者カードを持っている人も新たに申請が必要です。

【事前申請した人】

申請書を提出した図書館または公民館などの窓口で、本人確認の上、交付します。免許証などの身分証を持参してください。

【今後、申請する人】

市内図書館、教育委員会中田事務所（中田生涯学習センター内）で直接お申し込みください。来館した際、申込書に記入してもらいます。

※迫図書館については、平成20年度からの利用開始に向けて準備中です。

❸貸し出し冊数と期間について

６月からの迫図書館、登米図書館、中田図書室の貸出可能冊数と貸出期間は下記のとおりです。保育所など団体での利用については、お問い合わせください。

【貸出冊数】 １人３冊

※３カ所を利用した場合は、一人当たり合計９冊まで

【貸出期間】 14日間（貸出日を含む）

【問い合わせ】

迫図書館 ☎ 0220（22）9820
登米図書館 ☎ 0220（52）2316
中田図書室 ☎ 0220（34）8081

小型ガス瞬間湯沸かし器を使用している皆さんへ

必ず換気をして、一酸化炭素中毒による死亡事故を防ぎましょう

最近、換気不良により、小型ガス瞬間湯沸かし器での一酸化炭素中毒による死亡事故が発生しています。

物が燃えるには、酸素が必要です。十分に換気をしなければ酸素が不足し、一酸化炭素が発生します。閉め切った４畳半で小型ガス瞬間湯沸かし器を使用すると、約20分で致死量の一酸化炭素が部屋に充満することもあります。

一酸化炭素は無色無臭です。頭痛や吐き気で異変に気づいたときには、手足がしびれて動けず、手遅れになって死に至る場合もあります。

必ず換気をしてください。

【問い合わせ】

総務部防災課　危機対策係
☎ 0220（22）2130

６月～９月は「クールビズ」

市では、地球温暖化対策の一環として、６月から９月までの期間「クールビズ」を推進し、クールビズスタイル（ノーネクタイ・上着なし）を実施します。

住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度のお知らせ

住宅のバリアフリー改修をした場合、次の要件を満たすと対象家屋に対する翌年度分の固定資産税が減額されます。

【要件】

▶平成19年１月１日以前に建築された住宅（居住部分が２分の１以上）であること

▶次のいずれかに該当する人が居住する既存の住宅であること（賃貸住宅を除く）

①65歳以上の人
②要介護認定または要支援認定を受けている人
③障害のある人

▶次の改修工事で、補助金などを除く自己負担が30万円以上のものであること

①廊下の拡幅
②階段の勾配の緩和
③浴室の改良
④便所の改良
⑤手すりの取り付け
⑥床の段差の解消
⑦引き戸への取り換え
⑧床表面の滑り止め化

【対象改修期間】

平成19年４月１日から平成22年３月31日までに改修工事が完了のもの

【減額される税額】

住宅１戸当たりの床面積100㎡までを限度として、翌年度分の税額の３分の１を減額

【減額を受けるための手続き】

減額の措置を受けるには、バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書に、領収書・工事明細書（工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関などによる証明で代替可能）・改修工事の図面・写真（改修前後）・補助金などの関係書類を添付し、改修後３カ月以内に申告してください。申告書は、総務部税務課（迫庁舎１階）と各総合支所地域生活課に用意しています。

【問い合わせ】 総務部税務課　固定資産税係　☎ 0220（22）2163

消費者講座受講生募集

安心・安全な消費生活の実現を目指して、消費者講座を開催します。

【講座内容】 ５回開催

①７月＝生活全般に関する講話
②８月＝移動研修（仙台地方裁判所）
③９月＝クレジットカードに関する講話
④11月＝クリーニングに関する講話
⑤12月＝相続に関する講話

【定員】 100人（先着順）

【受講料】 無料（ただし、移動研修時の昼食代は実費負担です）

【申込方法】 電話、ファクシミリ

※ファクシミリの場合は、住所、氏名、電話番号、行政区名を記入の上、消費者講座受講希望と明記してください。

【募集締切】 ６月22日(金)

【申し込み・問い合わせ】

産業経済部商工観光課
商工振興係
☎ 0220（34）2734
FAX 0220（34）2802

６月は土砂災害防止月間

雨が多いこの時期は、土砂災害が多発する季節です。土砂災害は、いつ、どこで発生するか分かりません。

◆こんな前兆が見受けられたら注意してください

【土石流】

❑雨が降っているのに川水が減っている
❑川が濁っていたり、流木が混じっていたりする
❑山がうなっているような音がする

【地すべり】

❑高台にある池の水が減ったり増えたりしている
❑ドアが開きづらい
❑地面にひびが入ったり変形したりしている
❑井戸が枯れたり、水が濁ったりしている

【がけ崩れ】

❑がけから小石が落ちてくる
❑がけから水がわき出ている
❑がけや斜面に割れ目がある

【問い合わせ】

建設部土木管理課
道路河川管理係
☎ 0220（34）2365

消防・防災マニュアル「事故は未然に防ぎましょう」❸

セルフ給油所における事故防止対策

全国的にセルフスタンドが増設されたことで、静電気による火災や給油時にガソリンなどが吹きこぼれる事故が多く発生しています。

これらの火災や事故などを未然に防止するために、ルールを守りましょう。

静電気による火災について

①発生原因

人体に帯電した静電気が給油中にノズルと金属部分との間で放電し、給油口から出ている可燃性蒸気に着火。

②対策

▶静電気除去のため、自動車の金属部分に触れる。
▶付近に設置されている静電気除去装置に触れる。

◀中央の黒い部分が静電気除去装置

ガソリンなどの吹きこぼれについて

①発生原因

満量停止装置が作動不良の場合や給油ノズルの差し込み不良、継ぎ足し給油による不適切な給油方法により発生。

②対策

▶給油ノズルを確実に差し込む。
▶給油ノズルのレバーを確実に引く。
▶自動的に給油が止まったら、それ以上の給油はしない。
▶操作など不安なときには、従業員に聞く。

そのほかの注意事項

❑給油中はエンジンを停止する。
❑給油前には自動車のドア・窓を閉める。
❑セルフスタンドでは、ガソリンの容器注入をしない。

４月の出動件数（　）は平成19年の累計	
火　災	６件（24件）
救　急	222件（844件）
救　助	０件（０件）

【問い合わせ】 消防本部・消防署　☎ 0220（22）0119